

出雲弥生の森博物館マスコットキャラクター「よすみちゃん」の活動に関する基本方針

出雲弥生の森博物館マスコットキャラクター「よすみちゃん」（以下「よすみちゃん」という。）の活動について、下記のとおり基本方針を定める。

1. 目的

出雲市及び出雲弥生の森博物館のPR及び、「よすみちゃん」の認知度向上を図ることを目的とする。

2. 対象

- (1) 出雲弥生の森博物館、出雲市文化財課、出雲市が主催するイベント。
 - (2) 上記(1)以外で、不特定多数の住民や来訪者の参加とPR効果を見込むことができる事業等で、公共性の高いイベント。
 - (3) 以下の場合は、活動の対象としない。
 - ①法令、若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - ②特定の個人、団体、政党、宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。（結婚式や県内における企業・団体等の福利厚生イベント・懇親会等）
 - ③特定の企業・商品の販促活動につながるおそれのあるとき。
 - ④17時以降の活動。
 - ⑤他のイベント等と活動日時が重複するとき。
 - ⑥その他、「よすみちゃん」の活動に適さない環境、又は適さない環境になるおそれのあるときで、出雲弥生の森博物館が「よすみちゃん」が適当でないと認めたとき。
- (注) 上記③、④については「よすみちゃん」の活動目的を達成するために、出雲市が後援、協力等の形で関与しているものは除く。

3. 活動形態

- (1) 出雲弥生の森博物館が主体的に着ぐるみを活用して活動する場合。
 - ・博物館職員が出動する場合は、その他職員との調整を図り、博物館運營業務に支障のない範囲で活動を行うこと。
 - ・着ぐるみの着用や補助に係る業務が、特定の職員に集中しないよう調整すること。
- (2) イベント主催者等から出演依頼があった場合。
 - ・出演に係る手続き等については、別途定める。
- (3) 着ぐるみを貸出す場合。
 - ・貸出し先は、出雲市組織内の各部署に限定し、外部団体への貸出しは行わない。
 - ・着ぐるみの着用は、出雲市職員に限定する。
 - ・貸出しに係る手続き等については、別途定める。

4. 留意事項

- (1) 「よすみちゃん」の安全に配慮して活動すること。
- (2) 必ず補助者が帯同し、着ぐるみ着脱時や活動時の補助を行うこと。
- (3) 着ぐるみの着替えや輸送は、来場者に見られないように配慮すること。
- (4) 着ぐるみの破損又は汚損に留意し、丁寧に取扱うこと。
- (5) 詳細な着ぐるみの着脱方法については、「取扱説明書」を参考にして、正しいやり方で行うこと。
- (6) 着ぐるみ使用後は、室内で半日程度乾燥させること。
- (7) イベント等に出演する場合は、事前に活動内容や活動時間についてイベント主催者と打ち合わせを行うこと。
- (8) 「よすみちゃん」の出演時間は1回あたり30分程度とし、複数回出演を行う場合は、30分以下の休憩を設けること。(控室から出演場所までの移動時間も含める)
【出演例】 出演(30分) 休憩(30分) 出演(30分)
- (9) 着ぐるみが直接喋ることのないようにし、着ぐるみの受け答えにあたっては、「よすみちゃん」が耳打ちする仕草などをして、補助者やイベントの司会者等が答えること。
- (10) 雨天時は屋外での活動は行わないこと。

5. 準備物等

- (1) 控室
 - ・外部から見えず、極力出演場所に近い部屋で、部屋扉の開口部が幅1m、高さ2m以上あること。
 - ・個室でなくても可とする。可能であれば男女別の控室になるよう配慮すること。
 - ・控室がその他関係者と同室の場合は、控室内での写真撮影は行わないこと。
 - ・屋外に控室を設ける場合は、床の養生を行い、できる限り関係者のエリア内に設けること。また、テントの場合、強風等への対策を講じること。
また、内部が見えないように配慮し、特に入口部分については二重にするなど対策をすること。
- (2) 駐車場
 - ・軽箱バン1台分の駐車場を確保すること。なお、控室から極力近い場所にすること。
- (3) その他活動に際して、必要な備品

6. その他

本基本方針の内容に変更・修正が必要になった場合、または、本基本事項に記載されていない事項については、出雲弥生の森博物館内部での協議のうえ定めるものとする。